

富士見市公共施設等総合管理方針（改訂）概要版

第1章 はじめに（本編P.1～3）

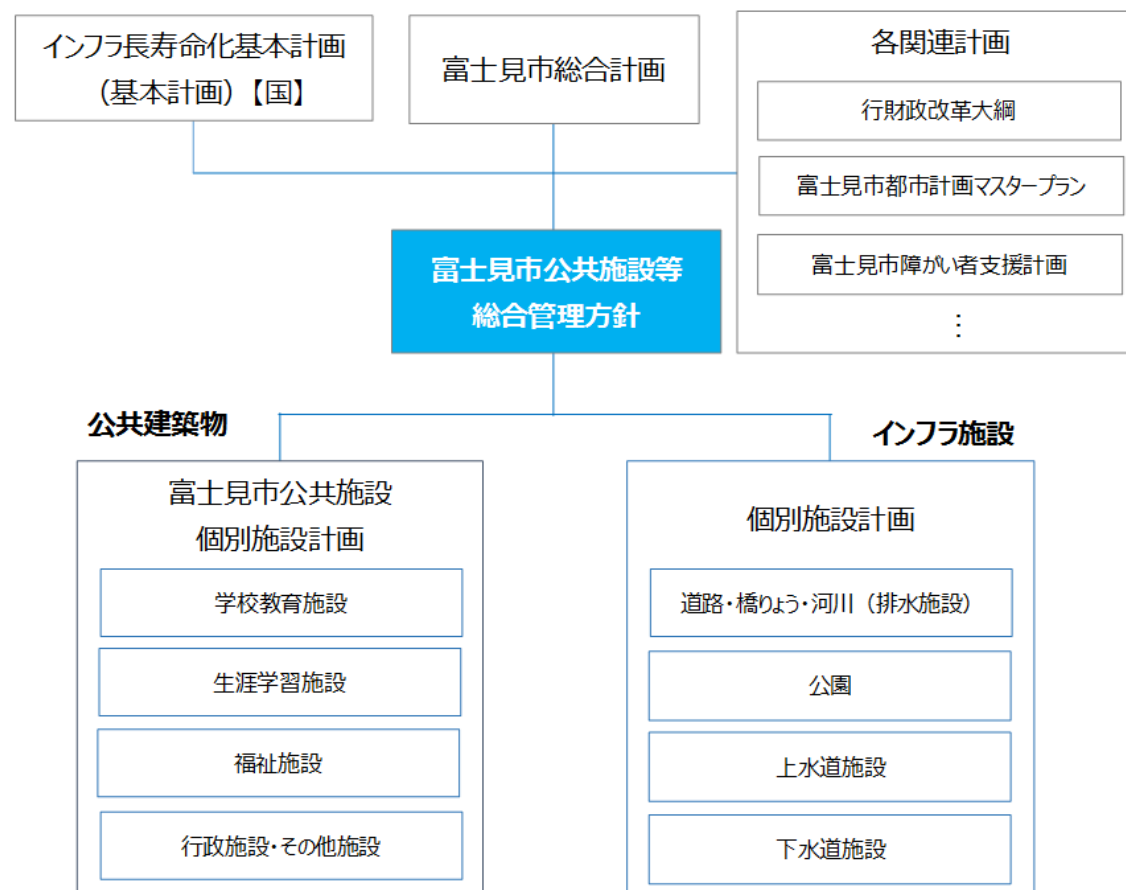
1.方針策定の背景・目的

公共施設等の課題を整理し、その対策の方向性を明らかにするための公共施設等総合管理方針を策定し、行政経営の視点から総合的に企画、管理及び運営を行う公共施設等マネジメントを推進します。

2.方針の位置づけ

「富士見市総合計画」に基づき、公共建築物とインフラ施設の適正な管理や利活用等について定めるものです。

【方針の位置づけ】



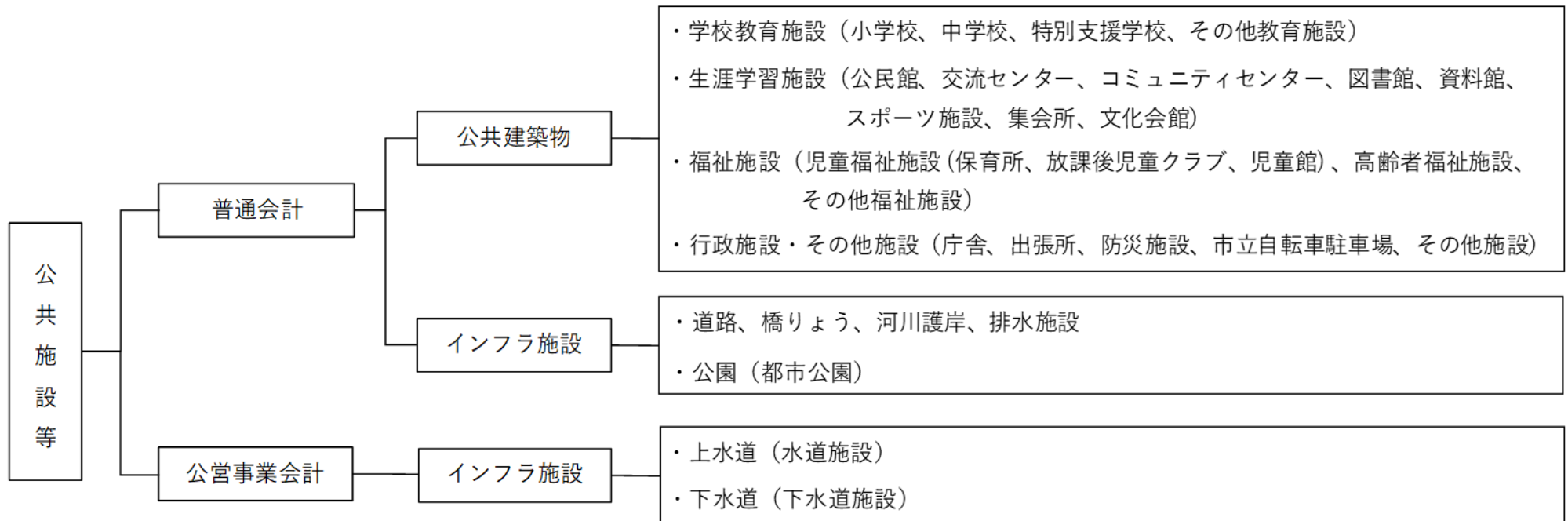
3.計画期間

公共施設の修繕、改修その他維持管理が長期に及ぶことを考慮し、令和3年度から令和42年度までの40年間とします。

4.対象範囲

対象は本市が管理する公共建築物及びインフラ施設とします。

【対象範囲】



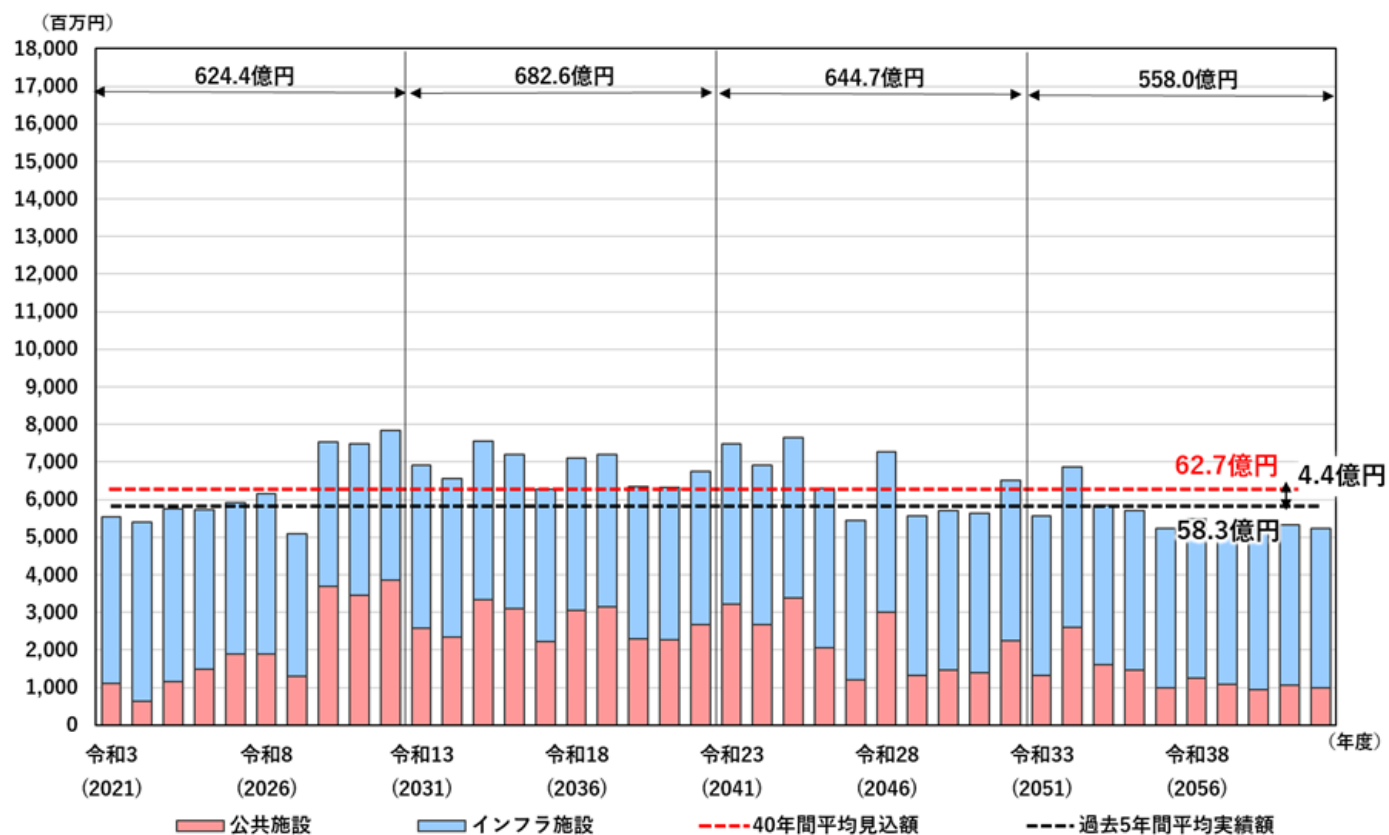
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し（本編P.4～18）

公共施設の保有量、有形固定資産減価償却率等の市の現況を分析し、過去に行った対策の概要や人口推計も踏まえ、将来の見通しを示しています。

公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みとしては、令和3年度以降の40年間で、耐用年数経過時に単純更新した場合は年平均約78.1億円が必要ですが、後述する第3章の「4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づく長寿命化等を実施した場合は年平均約62.7億円に低減します。

しかし、この平均約62.7億円でも、過去5年間における更新等費用の平均実績額が約58.3億円であり、今後は年平均約4.4億円の増加が見込まれます。

【公共建築物及びインフラ施設の更新等費用の見通し（長寿命化等を実施した場合）】



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（本編P.19～26）

1.現状や課題に関する基本認識

「老朽化等への対応」、「限られた財源での対応と費用の平準化」、「市民ニーズの変化への対応」が課題となっています。

公共施設の保有量、有形固定資産減価償却率等の市の現況を分析し、過去に行った対策の概要や人口推計も踏まえ、将来の見通しを示しています。

2.基本目標

（1）安全な施設の持続的な提供

【計画投資率※の期別目標値】

施設の老朽化対策や修繕等を適切に行い、安全な施設を持続的に提供していきます。

このため、施設の老朽化対策や修繕等に係る計画の進捗を管理するための指標を右表のとおり設定し、適正な投資を計画的に行います。

	1期 (令和3年度～ 令和12年度)	2期 (令和13年度～ 令和22年度)	3期 (令和23年度～ 令和32年度)	4期 (令和33年度～ 令和42年度)
公共建築物	13.50%	47.50%	80.40%	100%
インフラ施設	25.00%	54.20%	78.30%	100%
公共建築物及び インフラ施設	20.20%	51.40%	79.20%	100%

※計画投資率とは、将来の改修・更新経費の試算総額を分母に据え、改修・更新の投資実績累計額を分子とする、施設の老朽化対策等の計画の進捗を管理する指標です。

(2) 施設保有量の最適化

① 社会情勢の変化に合わせた施設運営

基本構想に掲げる「実りある暮らし」、「充たされたつながり」、「恵まれた生活環境」及び「成長の継続」による理想の“未来”を目指し、多世代の市民が多目的に利用し、人と人とが交流することができるよう市民ニーズや、社会情勢の変化に合わせた施設の機能と保有量の最適化を図ります。

② 健全で持続可能な財政運営につながる資産経営

個別施設計画に基づき維持管理を行い、費用の平準化を図るとともに、今後40年間における削減目標を下表のとおり設定します。

【40年間における削減目標】

保有し続けた場合の費用の見込み (億円/年) a	充当可能な費用の見込み※ (億円/年) b	経費の削減目標	
		削減金額 (億円/年) c=a-b	削減割合 (%) d=c/a×100
78.1	58.3	19.8	(25.4%)

3.全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 公共施設等マネジメント推進委員会の設置

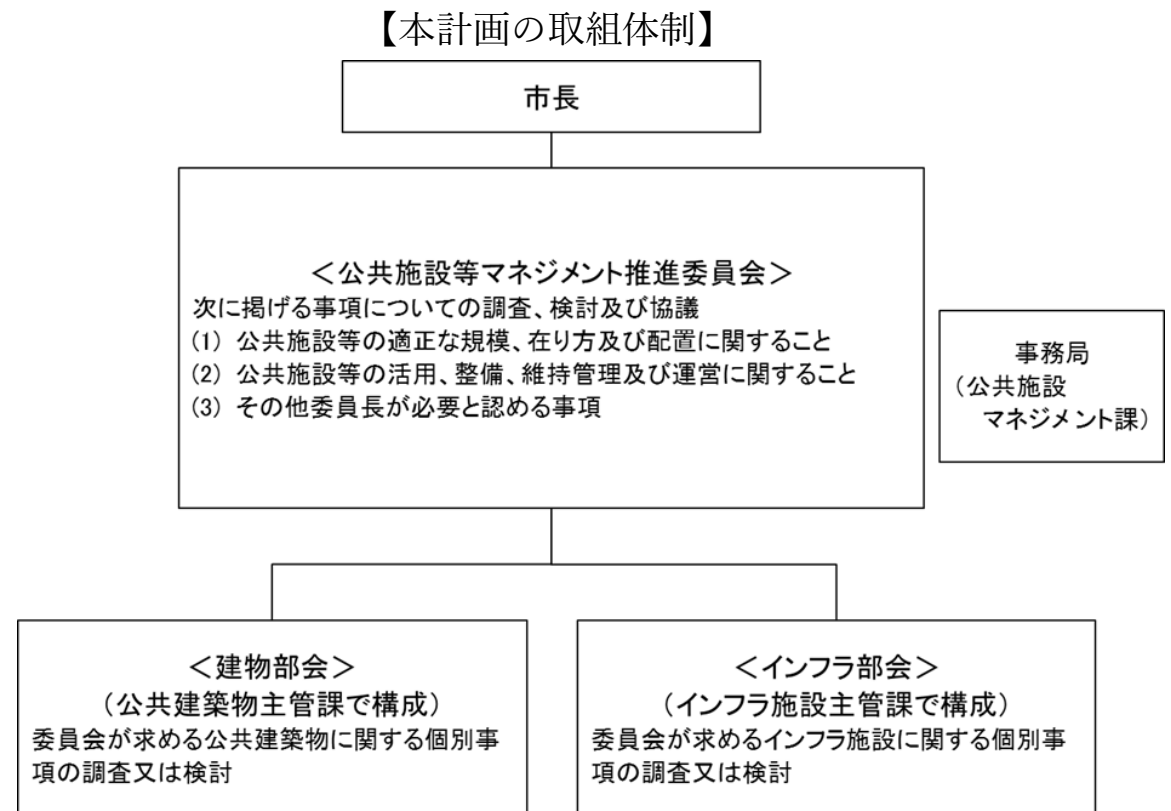
本方針の取組を推進するため、公共施設等マネジメント推進委員会を設置して庁内の合意形成を行っています。同委員会には、下部組織として、個別事項を調査・検討する建物部会とインフラ部会を設けています。

(2) 公共施設マネジメントシステムによる情報の管理・活用

固定資産台帳を活用して構築した公共施設マネジメントシステムにより、公共施設の改修や維持管理等に関する情報を一元的に管理することで庁内の情報を共有化し、日常管理や計画の策定等への活用を図ります。

(3) 新たな技術等の導入

ICTやドローン等の新技術の活用を積極的に研究し、費用縮減、管理の効率化等に努めます。



4.公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	施設管理者等が、施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに基づき、日常点検と定期点検を行います。
維持管理・更新等の実施方針	点検の結果を踏まえ、予防保全又は事後保全の対策を検討し、効率的な維持管理・更新等を行います。
安全確保の実施方針	点検の結果、危険性がある場合には、使用中止の措置又は修繕の対応を速やかに講じます。緊急の修繕で対応する場合には、優先的に対応することで、施設の安全を確保します。
耐震化の実施方針	災害時の拠点施設をはじめ、公共施設等は、国の耐震基準等に基づく水準を引き続き維持します。
長寿命化の実施方針	個別施設計画に基づき、長寿命化を図るとともに、費用の平準化を目指します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	公共施設の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況を踏まえながらユニバーサルデザインを推進します。
統合や廃止の推進方針	施設の老朽化状況や利用状況等を踏まえ、機能の集約化、複合化、転用等を検討し、余剰施設の売却等を行い施設保有量の最適化を図ります。
新規施設の抑制に関する方針	既存施設の有効活用や長寿命化を図り、新規施設整備の抑制を図ります。
自主財源の確保に関する方針	受益者負担の適正化、広告等による収入の確保のほか、余剰施設やその敷地の売却等により自主財源の確保に努めます。
PPP/PFIの活用方針	PPP/PFIにより、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用した施設の維持管理・更新等や民間施設を借用した施設需要への対応を検討します。
広域連携に関する方針	施設の有効利用、施設管理の効率化、市民サービスの向上などを図るため、近隣市町との広域連携を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	マニュアルの整備や研修会の開催等により、職員の意識啓発及びスキルアップを図ります。 また、国・県、近隣市町、民間企業等と連携し、公共施設等に関する情報の共有や先進的な取組の活用を図ります。

5. PDCAサイクルの推進方針

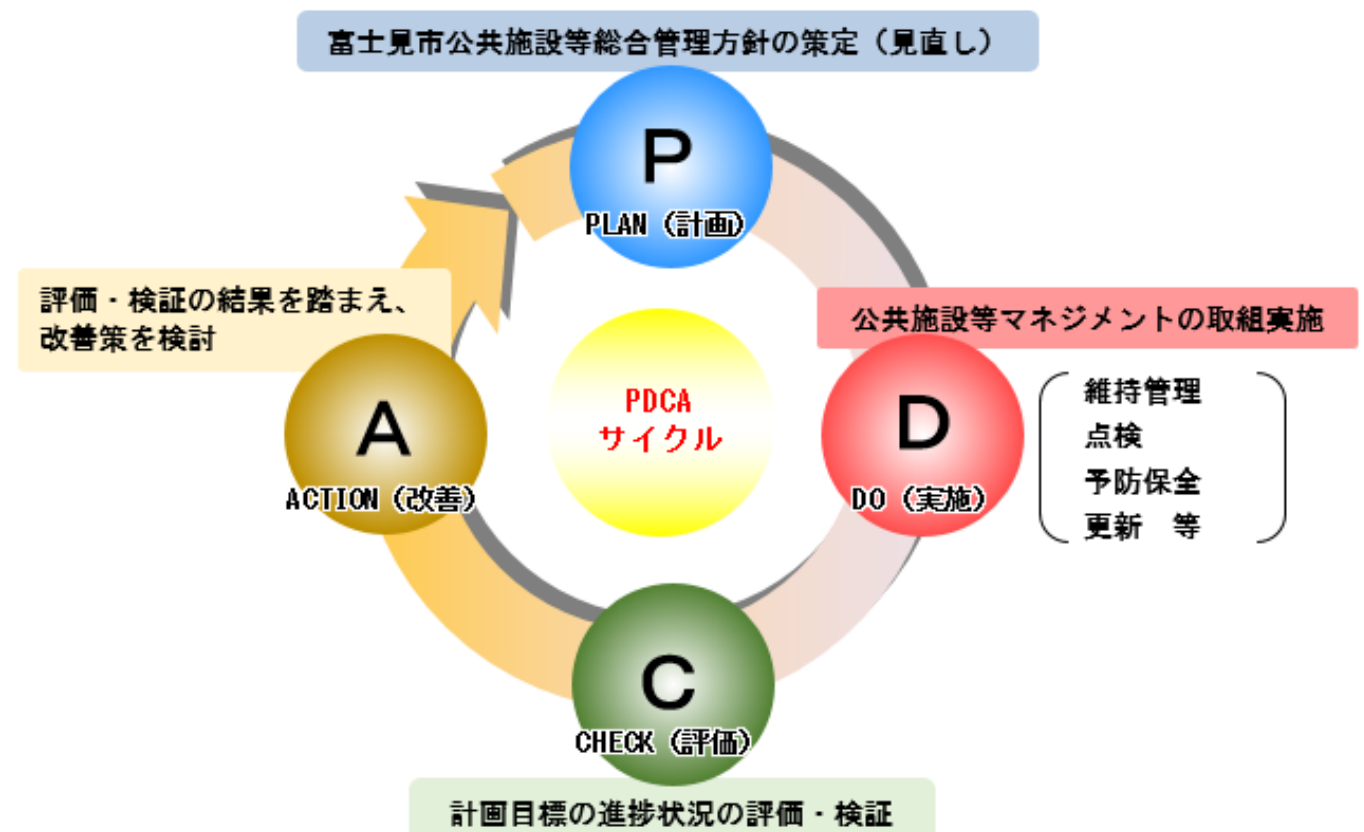
(1) 市民との情報共有

市の公共施設等マネジメントに関する情報を市ホームページに掲載するほか、必要に応じて市民アンケートやパブリックコメント等を活用し、市民との情報の共有を図りながら、本方針の推進を図ります。

(2) 方針の見直し

本方針の進捗管理に当たっては、「富士見市公共施設等マネジメント推進委員会」において、各年度の対策の進捗状況などを確認します。設定した目標指標に照らし、毎年度評価を実施することとし、当該評価の結果に基づき、必要に応じて適宜本方針を見直します。

【フォローアップの実施のイメージ】



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（本編P.27～36）

1.公共建築物

公共建築物についての今後の方向性は、個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や効果的な施設運営等を図るとともに、施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。

また、学校教育施設については、少子化の状況等を勘案し、施設の再編を検討します。

その他の施設類型に該当する施設については、市民ニーズや施設の利用状況等を踏まえた再編を検討します。

2.インフラ施設

施設類型		今後の方向性
道路・橋りょう	道路、橋りょう	<ul style="list-style-type: none">● 道路は、富士見市道路舗装個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。● 橋りょうは、富士見市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。● 排水施設は、令和3年度に策定予定の（仮称）富士見市排水施設等個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。● 道路、橋りょう及び排水施設は、日常のパトロールや定期的な点検等を実施し、施設状況の把握に努めます。
河川	河川護岸、排水施設	<ul style="list-style-type: none">● 河川の堤防等は1年に1回以上の適切な頻度で除草等の維持管理を行い、施設状況の把握に努めます。
公園	都市公園	<ul style="list-style-type: none">● 都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。ただし、歴史公園に該当する水子貝塚公園及び難波田城公園については、文化財であるため、別の取扱いとします。● 遊具等施設の点検を実施し、それに基づいた修繕等を行います。
上水道施設	水道施設	<ul style="list-style-type: none">● 富士見市水道ビジョンに基づき、計画的な維持管理を図ります。● 更新には長期間を要するため、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）や重要施設への供給管路の更新を優先的に行います。● 管路の更新基準年数は、耐震性や腐食環境の違いにより設定されるべきことから、継手の形式による耐震性の有無、防食塗装の有無、土壌の腐食性の有無、口径等の状況を考慮し、更新基準年数の見直しを図ります。● 浄水場・配水場やその機械・電気設備の更新は、調査を実施し、計画的に行います。
下水道施設	下水道施設	<ul style="list-style-type: none">● 下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。● 下水道施設の点検、修繕の体制を整備することにより、予防保全を推進し、ライフサイクルコストの削減を図ります。● 管渠更正工法等の新技术を積極的に導入する等、効率的に再整備を進めます。